

兵庫県公報

令和8年3月31日 火曜日 第8号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

教育長訓令

○ 兵庫県立学校処務規程及び教育委員会公舎管理規程の一部を改正する訓令 1

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第1号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
教 育 機 関

兵庫県立学校処務規程及び教育委員会公舎管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

兵庫県教育長 藤原俊平

兵庫県立学校処務規程及び教育委員会公舎管理規程の一部を改正する訓令

(兵庫県立学校処務規程の一部改正)

第1条 兵庫県立学校処務規程(昭和44年兵庫県教育長訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「又は事務長」を「、事務長又は事務室長」に改める。

第4条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

⑧ 学校給食費支援事業費補助金の交付を決定すること。

(教育委員会公舎管理規程の一部改正)

第2条 教育委員会公舎管理規程(昭和58年兵庫県教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表A公舎の項中「及び事務長」を「、事務長及び事務室長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。